

# コーポレートガバナンス

経営の健全性・透明性を確保し、すべてのステークホルダーから信頼を得ながら、継続的に企業価値を高めていくためにコーポレートガバナンスの充実に取り組んでいます。

## コーポレートガバナンス体制の概要

当社は会社法に規定する指名委員会等設置会社であり、取締役10名（うち社外取締役6名）および執行役員10名（兼務取締役1名を含む）により構成されています。社外取締役は客観的・大局的に、企業価値の向上という観点から執行役が行う経営の監督ならびに助言を行っています。業務執行および経営監視の仕組みとしては、株主総会において選任された取締役で構成する取締役会が会社の重要な意思決定と執行役の監督を行い、経営を監視し、取締役会により選任された執行役が担当業務ごとに強化された権限により、迅速で効率的な業務執行を実現しています。

## リスク管理体制

当社は、リスク管理責任者を社長とし、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化等を図るため、CSR委員会を設置しています。リスクについては、各部門のリスク評価を行い、リスクの回避・低減・移転・受容その他必要な措置を事前に講じています。

事故等発生時の対応および事故等の処理後の報告、人命に関わる緊急事態発生時の報告経路、苦情への対応、医薬品医療機器等法その他の関連法規に則した対応等を定めています。また、災害などにより重要業務が中断しないよう事業継続計画（BCP (Business Continuity Plan)）を整備しています。

この他に、各分野におけるリスク管理のため、「品質保証安全管理委員会」、「PLD委員会」、「個人情報保護委員会」、「メニコン公正取引管理委員会」を設置しています。

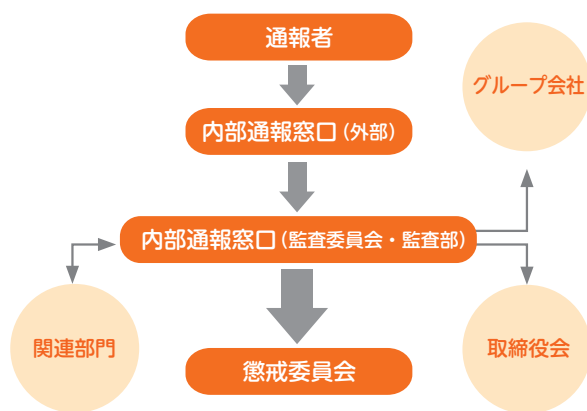
## 内部通報制度

当社は、グループにおける法令、定款、社内規程および企業倫理を誠実に遵守する公正な経営を実現するために、違反行為を独立した第三者機関を介して通報する制度を導入しています。この制度はメニコン社員だけでなく、グループ各社の社員、派遣社員も利用できます。通報に対しては

事実確認のうえ、適切な対応をしています。

※調査は監査委員会（主として役員に対して）および監査部が中心となっており、グループ会社および関連部門はこれに協力する義務を負う。

※違反行為を行っている者が役員（グループ会社含む）の場合は会社およびグループ会社の取締役会にて適切な対応を行う。



## コンプライアンス体制

当社は、以下をコンプライアンスの基本方針としています。

- ①コンプライアンス（法令・定款等遵守）の実践を、経営の重要課題の一つとして位置付ける。
- ②当社の役員および社員へのコンプライアンスの徹底は、当社の経営の基盤であることを強く認識し、健全かつ公正で透明性の高い企業活動を行う。
- ③経営の健全性、遵法性を高めるため、コーポレートガバナンス（企業統治）機能を維持し、法令・定款等に合致した行動をとる。
- ④法令・定款をはじめとする社会的ルールを遵守し、企業倫理意識を常に向上させていく。
- ⑤常にコンプライアンスを意識した、最良の商品およびサービスを提供し、顧客満足度のさらなる向上を図る。
- ⑥万一、法令・定款等の違反行為が生じた場合には、原因究明を徹底して行い、再発防止に努める。